空き家に関する支援制度一覧 （記入例）

市町村名：　〇〇市

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	空き家のリフォーム補助(居住支援)	空き家を住居として活用するために行う改修工事に係る費用に対し補助金を支給します。	空き家の改修工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く)	工事費用(消費税を除く)の1／3以内で上限100万円を超えない範囲			工事着手前		〇〇課	〇〇〇－×××－△△△△	http://www.city.〇〇.gunma.jp/×××	
空き家の活用支援事業	助成	空き家のリフォーム補助(特定目的活用支援)	空き家を学生、留学生の共同住宅や、地域のコミニュティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために行う改修工事に対する補助が受けられます(法人からの申請も可能) ※特定目的とは、次に掲げる事業をいいます。 ・学生や留学生のシェアハウスなどの共同住宅 ・地域の高齢者が集う場所として、以後・将棋などサークル活動の場を提供する事業	住宅の改修工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く) 特定目的に活用するための必要な造作工事(看板設置等を含む)	工事費用(消費税を除く)の1／3以内で上限200万円を超えない範囲			工事着手前			〇〇〇－×××－△△△△	http://www.city.〇〇.gunma.jp/×××	
空き家等を活用した二世代近居・同居住宅支援事業	助成	二世代近居・同居住宅建築工事費補助	親又は子と近居(直線距離が概ね1Km以内)又は同居するために、空き家を取得しその空き家を除却して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用に対する補助が受けられます。	空き家の建築工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く)	工事費用(消費税を除く)の1／3以内で上限120万円を超えない範囲			工事着手前			〇〇〇－×××－△△△△	http://www.city.〇〇.gunma.jp/×××	老朽空き家対策事業との併用も可能
空き家等を活用した二世代近居・同居住宅支援事業	助成	二世代近居・同居住宅改修工事費補助	親又は子と近居(直線距離が概ね1Km以内)又は同居するために、空き家を取得し改修する工事に係る費用に対する補助が受けられます。	空き家の改修工事費用(工事に含まれない設備物品等の購入に係る経費は除く)	工事費用(消費税を除く)の1／3以内で上限120万円を超えない範囲			工事着手前			〇〇〇－×××－△△△△	http://www.city.〇〇.gunma.jp/×××	
老朽空き家等対策事業	助成	老朽空き家等対策事業	昭和56年5月31日以前に建築され、倒壊の危険のおそれや将来的に特定空き家となる可能性がある空き家の解体工事に係る費用に対する補助が受けられます。	空き家の解体費用(家財道具の処分費用は除く)	工事費用(消費税を除く)の1／3以内で上限10万円を超えない範囲			工事着手前			〇〇〇－×××－△△△△	http://www.city.〇〇.gunma.jp/×××	加算： ・解体後の跡地を駐車場として整備した場合10万円 ・解体後の跡地に住宅店舗などの建築物を設置した場合40万円
その他	融資・利子補給・助成												
	融資・利子補給・助成												
	融資・利子補給・助成												
	融資・利子補給・助成												